公益社団法人丸亀市シルバー人材センター　センター業務委託料規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人丸亀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収するセンター業務委託料（以下「業務委託料」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　業務委託料とは、センターが発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費をいい、発注者から仕事の完了の都度、徴収するものとする。

２　業務委託料は、仕事の見積総額に含めるものとする。

（業務委託料の額）

第３条　業務委託料の額は、受注額（会員業務委託料に相当する見積額。以下「受注額」という。）のおおむね１０パーセントから１５パーセントまでとし、理事長が決定する。

２　理事長は、前項の規定により算出した額が、受託した仕事の内容から、会員の選定等に要する諸経費等に充てる額として過不足が認められるなど相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず業務委託料の額を決定することができる。

３　センターは、会員業務就業規約第２条に規定する会員業務の実施に必要となる材料等の購入等に要する費用に相当する額を発注者に請求する場合には、当該発注者と合意した額を限度として第２項で決定した額に加算することができる。

（業務委託料の使途）

第４条　業務委託料は、センター業務を遂行するための経費に充てるものとする。

（委　任）

第５条　この規程に定めのない事項については、理事長が定める。

附　則

１　この規程は、令７年４月１日から施行する。

２　公益社団法人丸亀市シルバー人材センター事務費規程は、廃止する。